

うまい話には

落とし穴が!!

突然、職場や自宅に電話がきて「受講しただけで資格が取れる」「散らしを配るだけで高収入が得られる」などとしつこく勧誘されたり、会館などで、ただで日用品などをもらった後、巧みな話術にのせられ、高額なものを買わされたりしたことはありませんか？

かしこい消費者に

なりましょう

私たち消費者を言葉巧みにあざむく、いわゆる悪質商法が後を絶ちません。特に高齢者や育児に専念している若い母親など、普段契約に比較的慣れない者の心理につけ入り、巧みな話術と強引さによって誘い込み、多大な損害を与える悪質な例が目立っています。

ただ、私たち消費者には、何が悪質商法なのか分りにくいことが多いようです。被害に遭わないためには、まず相手の手口を知る必要があります。今回は、悪質商法の代表的なものについて、その手口と被害に遭ったときの対処方法を紹介します。

これを読んで被害に遭わないようにするとともに、もし被害に遭ったときは的確に解約などの措置を講じ、被害を最小限にとどめる『かしこい消費者』になりましょう。

こんなにある

悪質商法の手口

◆SF (催眠) 商法



粗品引換券や日用品などを配って会場に人を集め、冷静な判断ができない熱狂的な雰囲気の中、言葉巧みに羽毛ふとんなど高額な商品売りつける商法。

ワンポイントアドバイス

会場に入ってからでは手遅れの場合があります。そういった会場には行かないように心掛けること。

会場を借りに来たら、内容を確認し、貸さないようにすることも大切です。

つけ込まれるスキを

与えないこと。

これが悪質商法を

絶つことにつながります

